

事業主各位  
加入者各位

仙台卸商健康保険組合

### 特定健診情報の保険者間の情報照会に係る不同意申出について

令和3年10月20日よりオンライン資格確認等システムの本格運用が開始されました。

オンライン資格確認等システムの機能の1つとして、特定健診情報の保険者間引継ぎが可能となります。これは健保組合等の保険者が、加入者が以前加入していた保険者に対し、特定健診情報の提供を求めることができるというものです。

オンライン資格確認等システムによる特定健診情報の保険者間引継ぎに同意しない場合は、「オンライン資格確認等システムによる保険者からの特定健康診査情報の提供に関する不同意申請書」を保険者へご提出いただきます。

#### 【加入する(した)本人・家族】

以前加入していた事業所等で実施した特定健診情報を当組合に情報照会又は情報提供をして欲しくない場合は、当健保組合へ「不同意申請書」をご提出ください。

#### 【当健保組合から別の保険者へ異動の場合】

新たな保険者へ「不同意申請書」をご提出ください。

オンライン資格確認等システムは、政府が医療保険制度等の効率的な運営を図るために導入されたもので、このシステムの機能の1つとして、当組合に加入する前に加入していた保険者（以下「旧保険者」という。）において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第20条に基づいて実施された特定健康診査（以下「特定健診」という。）の情報を当組合に提供することが可能となっています。

この提供にあたっては、高確法第27条第1項及び第3項並びに特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第13条第1項において、オンライン資格確認等システムを用いて、当組合が旧保険者から特定健診情報の提供を受ける場合は、当組合又は旧保険者は加入者又は加入者であった者の同意を得ることは不要とされております。

一方、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令の施行について」（令和3年2月5日付け保発0205第1号厚生労働省保険局長通知）において、「加入者が、旧保険者で実施された特定健診の情報を、オンライン資格確認等システムにより、現保険者に提供することを希望しない場合は、加入者より現保険者に対しその旨の申し出をすることが可能であり、その申し出があった場合は、現保険者は旧保険者に対し、当該加入者に係る特定健診等に関する記録の写しの提供を求めないこと」とされており、加入者から申し出があった場合は、当組合は、旧保険者に対して特定健診情報の提供を依頼しません。

※今後当組合から別の保険者へ異動した場合、異動後の保険者において、当該保険者が、加入者が過去に加入していた保険者が保有する特定健診情報を閲覧できないようにするために、再度システム上の設定が必要となることから、異動先の保険者に不同意にかかる申請書を再度提出する必要があります。